

一般行政と社会教育行政の連携

馬場 祐次朗
平成27年7月24日

1 行政の基盤

- (1) 法令：法律，政令，省令，条例，規則，告示，訓令，通達
- (2) 組織：行政主体（国・都道府県・市町村）
行政部門（一般行政部門・行政委員会〔教育委員会〕）
- (3) 財政：歳入・歳出（教育費，社会教育費，公民館費・・・）

※生涯学習推進・社会教育に関する主な法令

日本国憲法（1946年），教育基本法（1947年），学校教育法（1947年），地方自治法（1947年），教育委員会法（1948年），文部省設置法（1949年），社会教育法（1949年），図書館法（1950年），博物館法（1951年），青年学級振興法（1953年），地方教育行政の組織及び運営に関する法律〔地教行法〕（1956年），スポーツ振興法（1961年），生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律〔生涯学習振興法〕（1990年），文部科学省設置法（1999年），教育基本法（2006年），スポーツ基本法（2011年）

2 教育行政の基本原則

中立性，継続性，安定性の確保

★教育基本法第16条

教育は，不当な支配に服することなく，この法律及び他の法律に定めるところにより行われるべきものである。教育行政は，国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下，公正かつ適正に行われなければならない。

3 教育と学習の関係

(1) 教育と学習は異なる

- ・教育…教える者と教わる者の関係。教える者には教わる者を良くしようという「意図」がある。
- ・学習…各個人が行う。

(2) 社会教育と生涯学習は異なる

- ・社会教育…個人の要望や社会の要請に応え，社会において行われる教育（教育基本法第12条）。
学校（連携型認定こども園を含む）の教育課程として行われる教育活動を除き，主として青少年及び成人に対して行われる教育（体育及びレクリエーションの活動を含む）（社会教育法第1条）。
- ・生涯学習…自己の充実・啓発や生活の向上のため，自発的意思に基づき，必要に応じ，自己に適した手段・方法を選択して，生涯を通じて行う学習〔1981（昭和56）年中央教育審議会答申「生涯教育について」〕

4 社会教育行政と生涯学習振興行政

(1) 社会教育行政の定義

- ・社会教育行政とは，国や地方公共団体が人々の自発的な学習を基礎として行われる社会教育を促進援助して，できるだけ多くの人の教育的要求を満足させ，個人の幸福と社会の発展を図る

ことを目的とする作用（1971年社会教育審議会答申）

- ・すなわち、社会教育行政とは、社会教育を促進・支援する行政の組織、機能であり、その機能は国は文部科学省が、地方公共団体では教育委員会が専属する。

(2) 生涯学習振興行政の定義

- ①生涯学習振興行政は、生涯学習の理念に則って、その理念を実現するための施策を推進する行政。
- ②社会教育行政や学校教育行政によって個別に実施される施策を中心として、首長部局（一般行政）において実施される生涯学習に資する施策等も含む。
- ③教育行政及び一般行政の各分野ごとの施策において、それぞれ生涯学習の理念に配慮しつつ、各施策を推進することは必要であるが、その全体を総合的に調和・統合させるための行政が生涯学習振興行政の固有の領域。【2008（平成20）年中教審答申】

(3) 生涯学習振興行政の役割

- ①社会教育行政、学校教育行政、一般行政の生涯学習関連施策の推進に関し連携を推進し、全体として生涯学習の振興を図ること。そのための体制整備・充実。
- ②学社融合などの融合的な生涯学習支援の領域への寄与。学校教育と社会教育の両方が関わる領域は、従来の学校教育行政、社会教育行政だけでは不十分。
- ③様々な学習機会、生涯学習関連施設・機関・団体等に関する情報提供・学習者のための相談体制の整備、連絡調整等
- ④学習成果の評価と活用

(4) 生涯学習振興のための都道府県・市町村の体制

①都道府県生涯学習審議会の設置

- ・都道府県に都道府県生涯学習審議会を置くことができる。（生涯学習振興法第10条①）
- ・都道府県生涯学習審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。（生涯学習振興法第10条②）

②生涯学習推進本部の整備

法的な機関ではないが、知事や教育長の下に「生涯学習推進本部」という全庁的な連絡調整機能をもつ行政組織が整備され、生涯学習審議会の答申等を受けながら生涯学習の推進に取り組む都道府県も見られた。

③市町村の体制

市町村は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めるものとする。（生涯学習振興法第11条）

この規定を受けて、都道府県と同様に生涯学習審議会等を設置するところも見受けられた。

- ④生涯学習の振興施策は、教育委員会だけではなく、首長部局でも様々な部局で取り組まれている。そうした生涯学習振興行政の要として中核的役割を担うのが社会教育行政である。

(5) 生涯学習振興行政と社会教育行政との関係

社会教育行政は、学校教育として行われる教育活動を除いた組織的な教育活動を対象とする行政。国民一人一人の生涯の各時期における人間形成という「時間軸」と社会に存在する各分野の多様な教育機能という「分野軸」の双方から学校教育の領域を除いた組織的な教育活動を対象としており、その範囲は広がりを持ち、生涯学習振興行政において社会教育行政は中核的な役割を担うことが期待されている。【2008（平成20）年中教審答申】

5 生涯学習社会の構築と社会教育行政の課題

(1) 教育基本法・社会教育関連法の改正と社会教育行政の方向性

①教育基本法の改正

- 1) 生涯学習の理念、2) 家庭教育、3) 学校、家庭、地域住民等の相互の連携協力について新たに規定されたほか、教育の目標に「新たな『公共』」の視点が導入されたことや、社会教育に

についても「社会の要請」に応える展開が求められることとなった。

②社会教育法の改正

1) 生涯学習の振興への寄与, 2) 学校, 家庭, 地域住民等の連携協力の促進, 3) 情報化の進展への対応, 4) 児童・生徒を対象とした放課後に行う学習機会の提供, 5) 社会教育における学習成果を活用した教育活動等の提供, 6) 学校の求めに応じた社会教育主事の助言, 7) 社会教育関係団体に対する補助金交付に関する諮問の例外, 8) 公民館の運営状況に関する評価と情報提供の実施等が社会教育行政の役割として新たに加わった。

③図書館法, 博物館法の改正

1) 社会教育における学習成果を活用した教育活動等の提供, 2) 司書, 学芸員に対する研修の実施, 3) 施設の設置及び運営に関する望ましい基準の策定, 4) 施設の運営状況に関する評価と情報提供の実施等が新たに加わった。

(2) 知の循環型社会の構築と社会教育行政の役割

「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」

【2008年中央教育審議会答申】

①我が国の置かれた厳しい状況を踏まえて, 今後必要とされる「総合的な力」を国民一人一人が身に付けることを支援するため, 生涯学習振興方策の方向性として, 次の2点を指摘。

- ・国民一人一人の生涯を通じた学習の支援—国民の「学ぶ意欲」を支える—
そのため, 1) 多様な学習機会の提供, 2) 学習成果の社会的通用性の向上等が必要。
- ・社会全体の教育力の向上—学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり—
そのため, 1) 地域社会全体での目標の共有化, 2) 連携・ネットワークと行政機能に着目した新たな行政の展開を期待。

②具体的な方策として, 1) 社会教育施設等を活用した多様な学習の場の充実, 2) 学習成果を生かす機会の充実, 3) 身近な地域における家庭教育支援基盤の形成, 4) 学校を地域の拠点として社会全体で支援する取組の推進等を提言した。

(3) 社会教育行政を取り巻く課題への対応

①「地方創生」に資する社会教育の展開 (地方創生を担う人づくり)

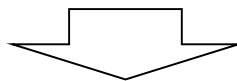
②行財政改革や地方分権推進

※社会教育行政の危機 [地教行法の改正 (2008 (平成 20) 年 4 月)]

第 24 条の 2 (職務権限の特例)

地方公共団体は, …条例の定めるところにより, 当該地方公共団体の長が次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか, 又はすべてを管理し, 及び執行することができる。

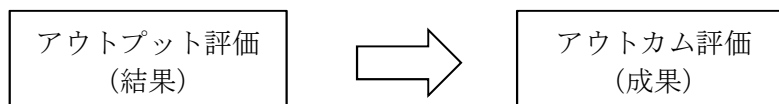
- 一 スポーツに関すること (学校体育を除く)
- 二 文化に関すること



社会教育行政の一般行政部局への移管の動き

③行政評価制度の導入

教育行政は, 政策の有効性を短期的には検証しにくい, 目標の設定 (計画) とその検証, 及び検証結果の公表は必要。



6 一般行政と社会教育行政の連携

(1) 一般行政の社会教育関連事業（国の場合の例）

- ①総務行政…地域振興・地方創生（NPO）、情報通信技術（ICT利活用）、共生社会（少子高齢化対策、青少年育成、男女共同参画、食育）、国民生活（消費者教育）等

★まち・ひと・しごと創生推進本部…創生基本方針 2015，総合戦略

- ②法務行政…人権啓発・教育等
③厚生労働行政…健康・生きがいづくり，子育て支援，キャリア形成等
④経済産業行政…エネルギー，ものづくり，グローバル人材の育成等
⑤国土交通行政…防災，インフラ整備，まちづくり，観光等
⑥環境行政…環境学習・教育，ESD等
⑦その他，外務行政，農林水産行政による調査研究等の施策

(2) ネットワーク型社会教育行政の必要性

「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」

[1998（平成10）年生涯学習審議会答申]

- ①生涯学習社会の構築に向けて社会教育行政が中核的な役割を果たすため，生涯学習関連機関・施設，団体等と連携したネットワーク型の社会教育行政の必要性を提言した。
②この答申の言うネットワークとは，「人々の学習活動・社会教育活動を，社会教育行政のみならず，様々な立場から総合的に支援していく仕組み」。
③社会教育行政が，学校・高等教育機関等，社会教育関係団体，民間教育事業者，NPO,首長部局等と連携し，新たなパートナーシップを形成していく必要性を強調。

(3) 今後の社会教育行政の取組の方向性

「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」[2013（平成25）年1月]

『ネットワーク型行政の推進を通じた社会教育行政の再構築』

- ・社会教育行政が抱える課題として，①地域コミュニティの変質への対応，②多様な主体による社会教育事業の展開への対応，③社会教育の専門的職員の役割の変化への対応を挙げた。
- ・その上で，こうした課題解決のため，社会教育行政は，
①従前の自前主義からの脱却し，教育委員会のみならず首長部局等関係部局，初等中等学校や大学等高等教育機関，NPOはじめ民間団体，企業等との積極的・効果的連携を仕掛けること。
②地域社会を担う人材の育成と社会教育主事を要とし，さまざまな地域人材を結ぶ体制の構築。

⇒ネットワーク型行政の推進

(4) 教育再生会議や中央教育審議会の審議の方向性と社会教育行政

- ①教育再生実行会議 [2013（平成25）年1月15日閣議決定]

※第6次提言 [2015（平成27）年3月4日]

『「学び続ける」社会，全員参加型社会，地方創生を実現する教育の在り方について』

- a.社会に出た後も，誰もが「学び続け」，夢と志のために挑戦できる社会へ
- b.多様な人材が担い手となる「全員参加型社会」へ
- c.教育がエンジンとなって「地方創生」を

- ②中央教育審議会の審議

※「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方について」

[2015（平成27）年4月14日諮問]

(5) ネットワーク型行政を進めるための前提

★生涯学習関連施策の体系化を考える

①生涯学習関連施策の体系化とは…生涯学習という一定の原理により，生涯学習関連事業の各部分・諸領域を系統的に統一する動き。

②生涯学習関連施策の体系化を考える視点

a.学習機会の拡充・整備の視点

- ・発達課題（乳幼児期，少年期，青年期，高齢期等）
- ・学習の場（学校，家庭，社会）
- ・学習内容（専門・職業教育，教養教育，コミュニティ形成教育）

これらの視点から事業を分類し，全体としてのバランスを考えることが重要。

b.学習機会のネットワーク化の視点

それぞれの事業について，より効果的な運営を図るため，事業者の主体性を確保しながら事業相互の整合性を図り，連携・協力を進めることが必要。

c.学習機会に関する情報提供・学習相談の視点

学習者が適切な学習機会を選択できるよう，情報提供・学習相談等のシステム整備を図る。

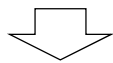
③生涯学習関連施策の体系化に不可欠な資質

- ・アンテナを高くする。
- ・自分の立ち位置を確認する。

まずは，一般行政で行われている様々な生涯学習関連施策の情報収集したうえで，社会教育行政の役割を明確化する必要がある。

(6) 連携を進める上の課題

- ①縦割り行政の打破
- ②教育における政治的中立性，継続性，安定性の確保
- ③連携のためのシステムづくり
- ④人材の養成・確保
- ⑤総合計画，生涯学習推進計画，社会教育計画等における位置づけ
- ⑥社会教育行政の **ファシリテート・コーディネート機能の強化**



今後の社会教育主事の果たすべき重要な役割